

# 福島県会津エリアにおける 電源接続案件募集プロセスの概要について 【説明会資料】

平成29年11月10日

電力広域的運営推進機関

本説明資料は、「福島県会津エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に応募をご検討されている系統連系希望者を対象に、「福島県会津エリアにおける電源接続案件募集プロセスの募集要綱(平成29年10月25日公表)」を抜粋・要約・補足したものです。

詳細については、募集要綱をご参照ください。

また、応募される場合は、必ず募集要綱に記載の内容をご確認の上、手続きいただきますようお願いいたします。

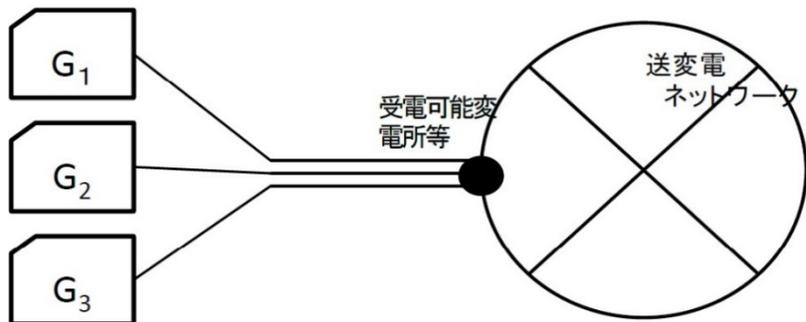
| 項 目                                  | ページ |
|--------------------------------------|-----|
| はじめに                                 | 3   |
| 本プロセスの進め方・スケジュール                     | 5   |
| 1. 本プロセスの経緯                          | 8   |
| 2. 入札対象工事の概要                         | 9   |
| 3. 応募                                | 14  |
| 4. 接続検討                              | 19  |
| 5. 入札                                | 23  |
| 6. 開札及び優先系統連系希望者の決定                  | 34  |
| 7. 再接続検討                             | 38  |
| 8. 共同負担意思確認                          | 42  |
| 9. 工事費負担金補償契約                        | 45  |
| 10. 本プロセス完了・結果公表及び諸契約締結              | 46  |
| 11. 入札の成立条件を満たさない場合における対応            | 47  |
| 12. 「想定潮流の合理化」が本プロセスに適用される場合の取扱いについて | 50  |
| その他                                  | 51  |
| 質疑・応答                                |     |

# はじめに

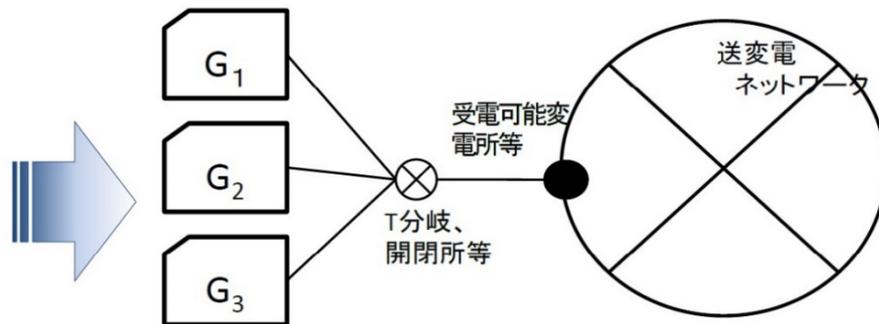
## 【電源接続案件募集プロセスとは】

- 系統連系希望者が、発電設備等を送電系統に連系等をするにあたり、一般送配電事業者等に接続検討申込みを行った結果、送電系統の容量が不足し、大規模な対策工事が必要な接続検討回答となる場合があります。
- このような場合、仮に近隣に系統連系希望者がいたとしても、個々の計画に守秘性があることから、単独で連系等をするを前提に接続検討を行うため、工事費負担金が高額となります。
- そのため、このようなエリアでは、工事費負担金を支払うことが困難であるとして、系統連系が進まない状況となることがあります。
- そこで、このような状況において、近隣の案件も含めた対策を立案し、それを共用する多数の系統連系希望者で対策工事費を負担することにより、効率的な設備形成と個々の系統連系希望者の工事費負担金の低減を図るのが『電源接続案件募集プロセス』です。

〔通常の手続きの例〕



〔電源接続案件募集プロセスの例〕



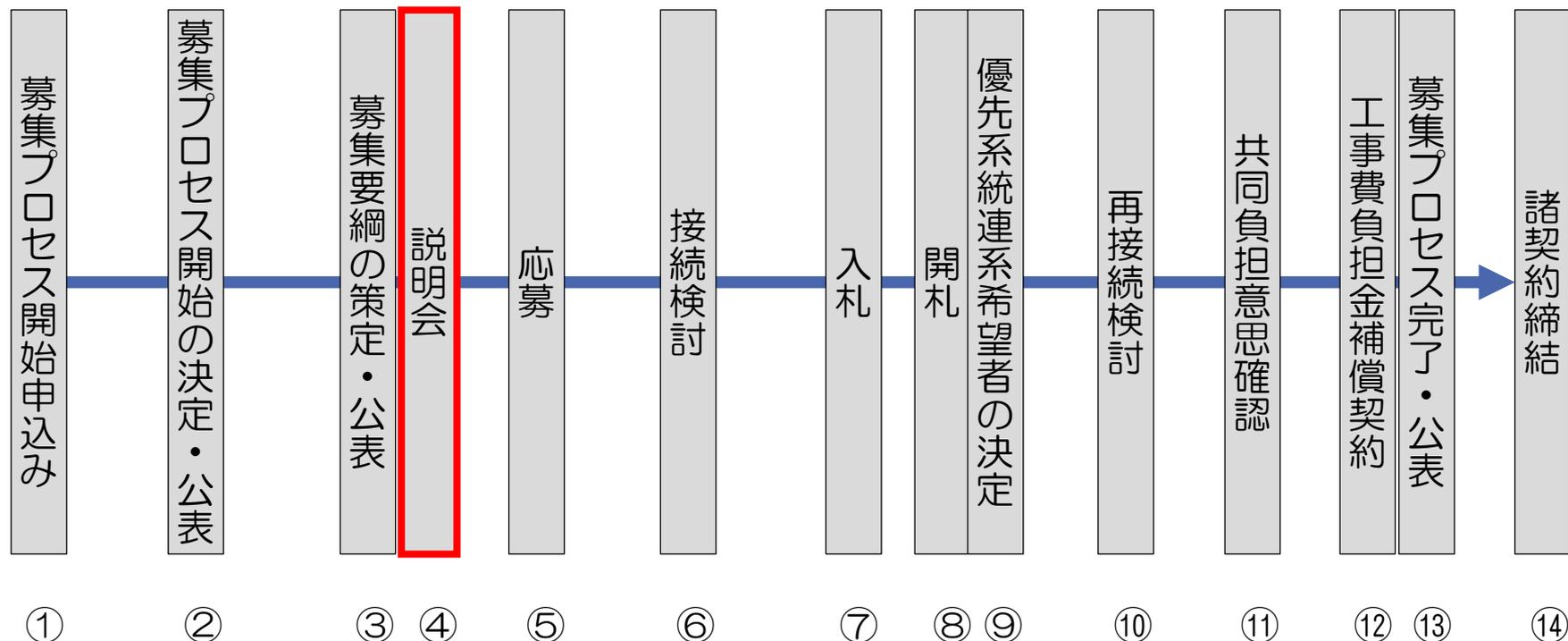
## 【主な用語】

| 語句           | 内容  |
|--------------|---|
| 電源接続案件募集プロセス | 系統連系希望者の希望等により、近隣の電源接続案件の可能性を募り、複数の電気供給事業者により工事費を共同負担して系統増強を行う手続          |
| 系統連系希望者      | 送電系統への連系等を希望する者   |
| 発電設備等        | 発電設備、電力貯蔵装置その他電気を発電又は放電する設備   |
| F I T法       | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日、法律第108号）                       |
| 改正F I T法     | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年6月3日、法律第59号）による改正後のF I T法 |
| 費用負担ガイドライン   | 発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針（平成27年11月6日、資源エネルギー庁）               |
| 入札対象工事       | 電源接続案件募集プロセスにおいて、入札により工事費を共同負担する対象の増強工事                                   |
| 募集対象エリア      | 共同負担者を募集する対象のエリア<br>（募集する設備対策を系統連系希望者が共用するエリア）                            |
| 募集容量         | 共同負担者を募集する容量（入札対象工事後の連系可能量）   |
| 応募容量         | 応募した系統連系希望者の最大受電電力の合計   |
| 入札容量         | 入札した系統連系希望者の最大受電電力の合計   |
| 優先系統連系希望者    | 入札の結果、優先的に送電系統の容量を確保することができる系統連系希望者                                       |
| 再接続検討        | 優先系統連系希望者の接続検討申込みの内容及び系統連系順位を前提とした接続検討                                    |

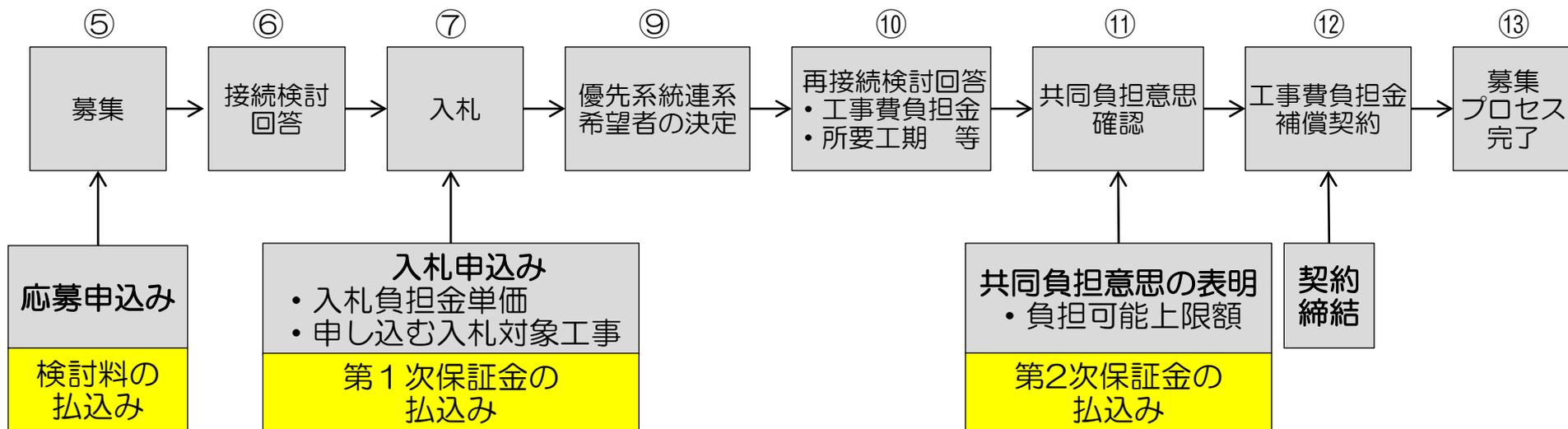
## 本プロセスの進め方・スケジュール

- 本プロセスは、本機関の業務規程及び送配電等業務指針に基づき実施します。本プロセスの基本的な進め方（イメージ）は、次のとおりです。
- 原則として※、募集プロセスの開始後1年以内に完了します。

※ 応募状況を踏まえた募集容量の見直しや入札後の辞退者発生等により募集プロセス完了が遅延することがあります。



○なお、応募以降の手続、検討料・保証金払込みのタイミングは次のとおりです。



○本機関は、本プロセスの対象となる送電系統を運用する東北電力株式会社（以下「東北電力」といいます。）と協力し、本プロセスを進めていきます。

|      | 主な役割                                | 主な実施内容   |
|------|-------------------------------------|--|
| 広域機関 | 電源接続案件募集プロセスの主宰者として、同プロセスの主要な決定を行う。 | 開始申込みの受付、開始の決定、募集要綱の策定、説明会の実施、優先系統連系希望者の決定、募集プロセスの成否判定等        |
| 東北電力 | 連系先となる送電系統の運用者として、募集プロセスの実務を担う。     | 増強規模等の検討、説明会案内・実施、応募受付、接続検討、入札受付、開札、再接続検討、共同負担意思確認、工事費負担金補償契約等 |

## 本プロセスの進め方・スケジュール

|             |   |
|-------------|---|
| 平成29年9月1日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>本プロセス開始・公表</li> </ul>  |
| 平成29年10月25日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>募集要綱の公表</li> </ul>   |
| 平成29年10月26日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>応募の受付開始</li> </ul>   |
| 平成29年11月10日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>説明会の開催</li> </ul>  |
| 平成29年11月27日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>応募の受付締切</li> </ul>   |
| 平成29年12月4日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>接続検討の開始</li> </ul>   |
| 平成30年3月上旬頃  | <ul style="list-style-type: none"> <li>接続検討結果の回答</li> <li>入札の受付開始</li> </ul>  |
| 平成30年4月上旬頃  | <ul style="list-style-type: none"> <li>入札の受付締切</li> <li>第1次保証金の振込期限（開札日の2営業日前まで）</li> <li>開札（優先系統連系希望者の決定）</li> <li>再接続検討の開始</li> </ul> |
| 平成30年6月上旬頃  | <ul style="list-style-type: none"> <li>再接続検討結果の回答</li> <li>共同負担意思の確認及び負担可能上限額の申告</li> <li>第2次保証金の振込期限</li> <li>工事費負担金補償契約の締結</li> </ul> |
| 平成30年8月上旬頃  | <ul style="list-style-type: none"> <li>本プロセスの完了</li> <li>本プロセスの結果公表</li> </ul>  |

スケジュールについては、応募の状況等により変更となる可能性があります。

- 本機関は、系統連系希望者から募集プロセス開始の申込みを受け、福島県会津エリアにおいて同プロセスを平成29年9月1日に開始いたしました。



- 本機関は、福島県会津エリアにおける募集プロセスの共同負担の対象となる入札対象工事及び対策工事内容等の前提条件を定めた募集要綱を平成29年10月25日に公表いたしました。



- 募集要綱に基づき、平成29年10月26日から平成29年11月27日まで本プロセスの応募の受付を行うものです。

## 2. 入札対象工事の概要

### (1) 対象設備及び対策工事内容

154kV第二福島線増強工事（102MW→118MW）

### (2) 入札対象工事費

約3.02億円（税抜）

特定負担（発電設備設置者が負担する費用）：約1.14億円（税抜）

一般負担（託送料金を通じて広く系統利用者が負担する費用）：約1.88億円（税抜）

### (3) 募集する容量

1.4万kW

### (4) 募集する電源

募集対象エリア内において、高圧又は特別高圧の送電系統に連系して電力を流入する発電設備等

### (5) 工事完了予定時期

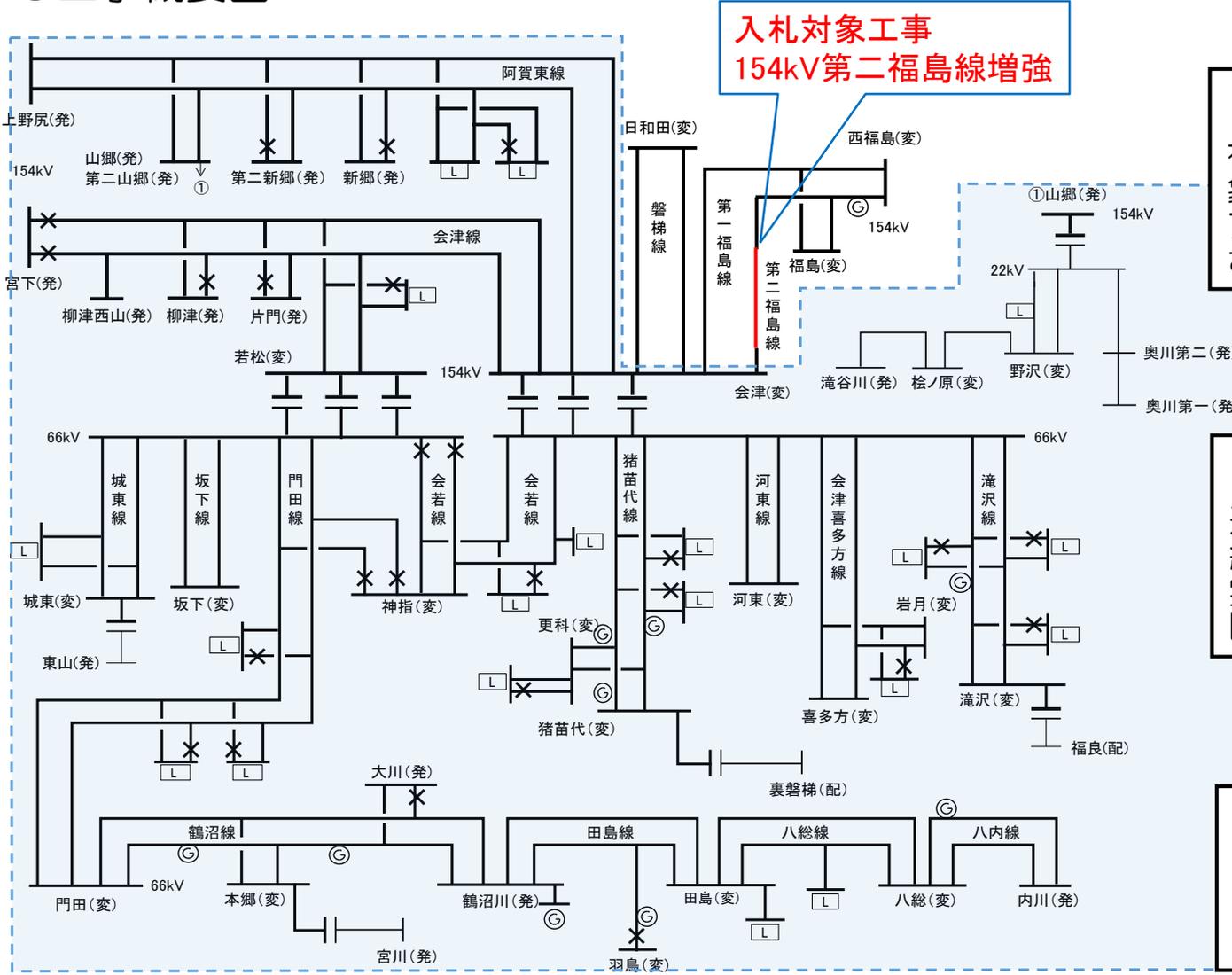
本プロセス完了時から約3年2か月（平成33年11月1日途）

入札対象工事の所要工期は約3年2か月を要するため、本プロセスがスケジュールどおりに進むとともに、本プロセス完了時から諸契約が速やかに完了して本プロセス完了から1か月後（平成30年9月）に工事着手できた場合に上記の工事完了予定時期となります。

なお、実際の工事完了時期は、対策工事に伴う現地調査・作業停止調整等により、当初の予定から変動する可能性があります。

# 2. 入札対象工事の概要

## ○ 工事概要図



**入札対象工事**  
154kV第二福島線増強

**【現 状】**  
福島県会津エリア（募集対象エリア）において、募集プロセスの開始申込みがなされた



**【対策工事の考え方】**  
連系を希望する事業者の系統連系に必要な系統増強を実施し、連系容量の拡大を図る



**【入札対象】**  
同エリア内の上位設備である154kV第二福島線増強工事を入札対象とする

## 2. 入札対象工事の概要

### ○募集対象エリア



【福島県】 会津若松市、喜多方市、北塩原村、猪苗代町、磐梯町、湯川村、西会津町、会津板下町、会津美里町、下郷町、柳津町、南会津町、檜枝岐村 全域  
三島町、昭和村、天栄村、郡山市の一部

詳細は、募集要綱の「別紙1 募集対象エリア」をご参照ください。募集要綱の別紙1に記載以外のエリアにおいても対象となる場合がありますので、詳細は東北電力にお問い合わせください。

### 留意事項

- 発電設備等の連系等には入札対象工事以外の対策工事も必要となりますので、入札対象工事以外の対策工事の工事費負担金や工期等にご留意ください。  
なお、入札対象工事实施後における募集対象エリアの送電系統の状況について、次スライド（募集要綱 別紙5）に示しますので、入札対象工事以外の対策工事の必要性を推察する資料として応募を検討する際にご活用ください。
- 応募状況や入札結果を踏まえて発電設備等の連系等に必要となる対策工事の工事費負担金概算や工期等は、接続検討及び再接続検討の回答においてお示しします。
- 本プロセスの応募者が募集要綱に定める手続等に違反した場合、又は本プロセスの公平性もしくは透明性を阻害する行為等を行った場合は、原則として、当該応募者は本プロセスを辞退したのものとして取り扱います。なお、辞退したのものとして取り扱われる場合、当該応募者が行った全ての行為（接続検討申込み、応募、入札等）は無効となります。



### 3. 応募

#### 〔応募条件〕

- ・ 高圧又は特別高圧の送電系統に連系し、系統流入のある募集対象エリア内の発電設備等
- ・ 1 発電場所で1 申込み（最大受電電力や連系希望電圧等を変えて複数の申込を行うことはできません）

#### 〔応募の申込の提出書類〕

- ・ 応募申込書（募集要綱 様式1）

#### 〔応募申込書の添付書類等〕

- ・ 接続検討申込書※1 ※2
- ・ 検討料（20万円＋消費税等相当額）※3

※1 接続検討申込中（回答未受領）の案件にて応募する場合：接続検討申込書の写し

※2 接続検討の回答を受領済みの案件にて応募する場合：接続検討回答書の写し

※3 接続検討申込中（回答未受領）の案件にて応募する場合は、検討料を不要とします。ただし、電源接続案件募集プロセスにおいて接続検討を行うことから、申込中の案件に対する回答はいたしません。

#### 〔案件毎に必要なとなる添付書類〕

| 添付書類     |                  | 新規案件 | 接続検討中（回答未受領）の案件にて応募する場合 | 接続検討の回答を受領済みの案件にて応募する場合 |
|----------|------------------|------|-------------------------|-------------------------|
| 接続検討関係資料 | 接続検討申込書          | ●    | —                       | —                       |
|          | 接続検討申込書(写し) (※1) | —    | ●                       | —                       |
|          | 接続検討回答書(写し) (※2) | —    | —                       | ●                       |
|          | 検討料              | 要    | 不要 (※3)                 | 要                       |

## [留意事項]

- 応募するエリア名をご確認してください。

応募申込書（様式1）

様式1

平成 年 月 日

●●電力株式会社 様へ

**応募申込書**

姓 名  
会 社 名  
代 表 者 氏 名

※当社は、電力広域的運営推進機関が主催する「●●電力エリアに於ける接続検討実行業務プロセス」に基づき、平成●●年度「●●」行募集要項を基盤の上、下記の応募要項を定めます。

印

|   |  |
|---|--|
| 1. 抽 選 場 所  |  |
| 2. 受 取 地 点  |  |
| 3. 最大受電電力   |  |
| 4. 連絡先 担当窓口<br>郵便番号、住所<br>電話番号<br>FAX<br>E-mail<br>(注記が記載されている名称<br>の紙材でも可) |  |

<申込用紙の記入欄>

|      |  |     |  |
|------|--|-----|--|
| 受付番号 |  | 受理日 |  |
|------|--|-----|--|

○全ての応募者が提出する書類

応募申込書（様式1）

接続検討申込書

### ○ 応募申込時の留意事項

#### 〔応募書類の変更について〕

- 原則として、応募締切以降の応募書類の変更は認めません。

#### 〔応募書類の補正及び検討料について〕

- 接続検討開始予定日の前営業日までに応募書類の補正がなされない場合又は検討料の振込みがない場合は、原則として、応募を無効とします。なお、その場合には、通知するとともに、検討料の振込みがなされている場合には検討料を返金いたします。
- 接続検討開始予定日以降に応募者が辞退した場合、又は辞退したものとして取り扱われる場合は、原則として、検討料を返金いたしません。

- 応募期間：平成29年10月26日（木）～平成29年11月27日（月）  
（郵送の場合、平成29年11月27日（月）必着）
  - 受付時間：午前9時～午前12時及び午後1時～午後5時  
（ただし、土・日・祝日を除く）
  - 接続検討の検討料の振込期限：平成29年12月1日（金）  
（接続検討開始予定日12月4日の前営業日）
- ・ 検討料については、指定される口座に、接続検討開始予定日の前営業日（平成29年12月1日）までに入金されている必要があります。
  - ・ このため、検討料の振込みにあたっては、余裕を持った手続きをお願いします。

## ○提出先（窓口）

応募書類（応募申込書・接続検討申込書等）提出先

- 提出先は、連系地点、電圧及び売電先により東北電力の窓口が異なります。詳細は、募集要綱 別紙4をご確認ください。

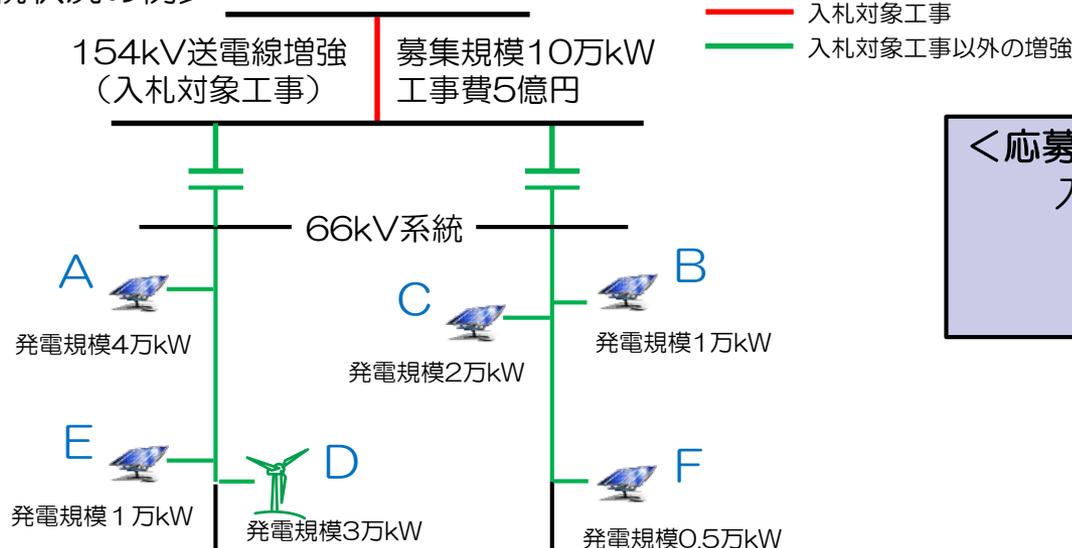
### 【留意事項】

- 応募書類の受領から東北電力による検討料の請求書の発送までに5営業日程度を要しますので、早めの応募書類提出に努めていただきますようお願いいたします。
- 提出された応募書類に不備があり、補正が必要となる場合、接続検討開始予定日の前営業日までに、補正されない場合は、応募が無効となりますので、早めの応募書類提出に努めていただきますようお願いいたします。

## 4. 接続検討

- 入札にあたり、応募者が連系等を行う場合に必要となる入札対象工事以外（電源線工事、変電所・バンク逆流工事、その他供給設備工事、一般負担の上限超過額）の工事費負担金の算定等を行います。
- この段階では、どの応募者が連系等をするか不明なことから、全ての応募者が連系等を行うことを前提に検討します。
- 他の応募者と対策を共用する設備がある場合の工事費負担金については、
  - ・容量按分負担時（設備を利用する全ての応募者で按分負担するケース）
  - ・全額負担時（設備対策の費用を単独で負担するケース※）
 を回答します。
- ※ 他の応募者が系統連系順位に基づいて現状の空容量の範囲内で連系し、当該応募者が単独で設備対策の費用を負担せざるを得なくなったイメージになります。
- 応募者は、接続検討の回答内容をもとに事業性等を検討の上、入札及び入札額を検討することとなります。

〔系統状況の例〕



＜応募後のAに対する接続検討回答＞

入札対象工事以外の負担金

- ・容量按分負担時 △△百万円
- ・全額負担時 ▲▲百万円

【応募者】  
事業性評価、入札額検討

○ 工事費負担金の算出方法 [工事費負担金は(1)～(5)の合計額]

|                        | 接続検討（入札前）   | 再接続検討（入札後）   |
|------------------------|---|--|
| (1) 入札対象工事             | <ul style="list-style-type: none"> <li>総工事費のうち特定負担分</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>入札負担金単価 [円/kW]<br/>× 最大受電電力 [kW]</li> </ul>   |
| (2) 電源線<br>(アクセス線) 工事  | <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての応募者が連系等をした場合の当該応募者に係る工事費負担金<br/>(他の応募者と設備を共用する場合は、容量按分時、全額負担時を回答)</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>電源線の新設工事費、既設設備の対策費用</li> <li>複数者で設備を共用する場合は、最大受電電力で按分</li> </ul>  |
| (3) 変電所・バンク<br>逆潮流対策工事 | <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての応募者が連系等をした場合に連系先の配電用変電所でバンク逆潮流工事が必要となる場合には、その工事費負担金 (3, 500 [円(税抜)/kW] × 最大受電電力 [kW])</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>変電所・バンク逆潮流対策工事の工事費負担金<br/>(3, 500 [円(税抜)/kW] × 最大受電電力 [kW])</li> </ul>  |
| (4) その他供給<br>設備工事      | <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての応募者が連系等をした場合に必要となる設備対策のうち当該応募者が利用する設備対策の工事費負担金<br/>(他の応募者と設備を共用する場合は、容量按分時、全額負担時を回答)</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>その他供給設備工事費用（上位系統の送電線増強工事費用、配電用変電所増強工事費用等）のうち、系統連系希望者の特定負担分</li> <li>複数者で設備を共用する場合は、その工事費用（特定負担分）を最大受電電力で按分</li> </ul> |
| (5) 一般負担の<br>上限超過額     | <ul style="list-style-type: none"> <li>入札対象工事に係る当該系統連系希望者の一般負担額と全ての応募者が連系等をした場合に必要となる設備対策のうち当該応募者が利用する設備対策の一般負担額の合計額で、一般負担の上限額を超過した額</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>入札対象工事及びその他供給設備工事の一般負担合計額のうち、一般負担の上限額を超過した額</li> <li>複数者で設備を共用する場合は、その工事費用（一般負担分）を最大受電電力で按分</li> </ul>                |

## 4. 接続検討

## ○対策工事のイメージ（入札前の接続検討における工事費負担金）

## (1) 入札対象工事【①部分】

- ・総工事費の特定負担分

## (2) 電源線工事【②部分】

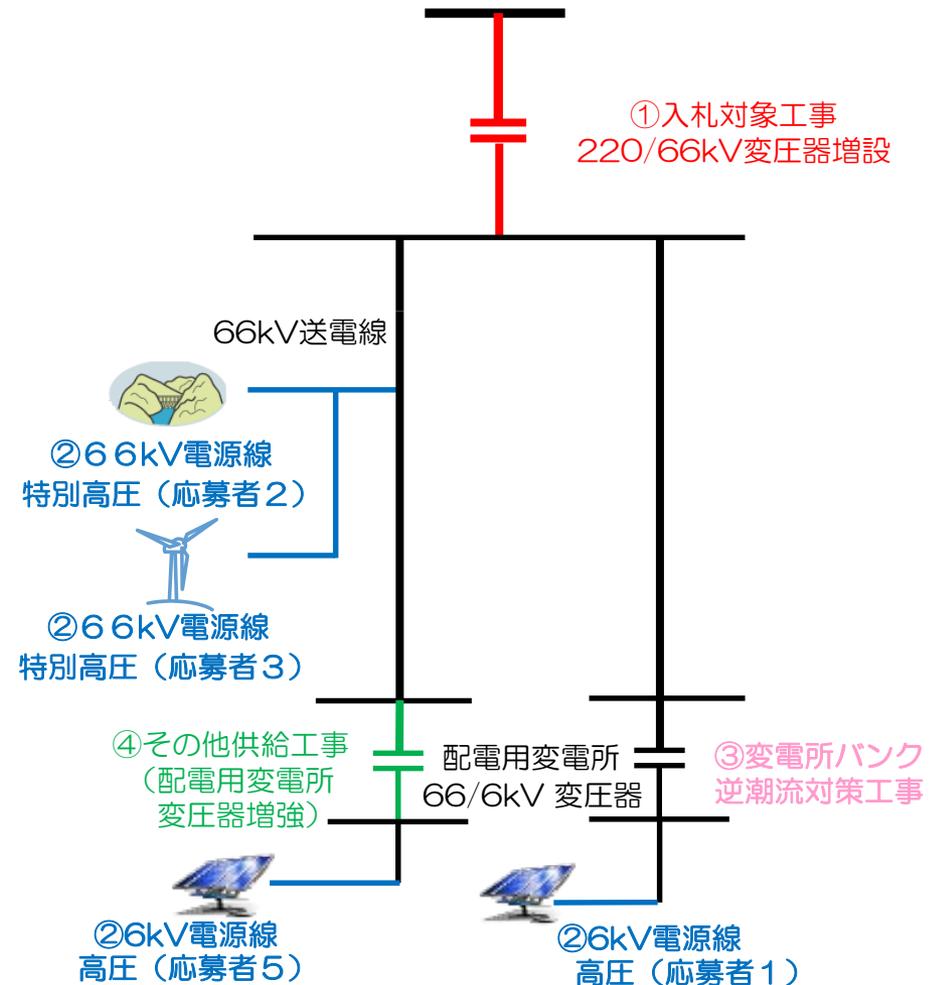
- ・電源線の新設工事費用又は既設設備の対策工事費用  
（他の応募者と設備を共用する場合は、容量按分時、全額負担時を回答）

## (3) 変電所・バンク逆潮流対策工事【③部分】

- ・全ての応募者が連系等をした場合に必要となる設備対策のうち当該応募者が利用する設備対策の工事費負担金  
（3,500円〔(税抜)/kW〕×最大受電電力〔kW〕）

## (4) その他供給設備工事【④部分】

- ・全ての応募者が連系等をした場合に必要となる設備対策のうち当該応募者が利用する設備対策の工事費負担金  
（他の応募者と設備を共用する場合は、容量按分時、全額負担時を回答）



## ○ 接続検討の回答

- 接続検討の結果は、原則として※、接続検討開始日から3か月以内に回答いたします。

※ 応募件数が著しく多く検討が輻輳する場合など、接続検討の回答が回答予定日を超過する場合があります。その場合は、超過することが判明次第速やかに、その理由、進捗状況及びプロセスの今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）について応募者に連絡いたします。

- 接続検討回答に入札対象工事以外の供給設備工事（66kV以上）を含む場合は、工事箇所の現状の空容量、設備を共用する応募容量、対策工事費、工期についてお知らせします。
- 応募者に対しては、接続検討の回答にあわせ、入札及び入札額検討のための情報として、応募件数、応募容量、最低入札負担金単価等をお知らせいたします（募集要綱 別紙6参照）。

## 5. 入札

### (1) 入札手続

- 連系等を希望する応募者は、接続検討の回答内容を踏まえ、入札対象工事に対する工事費負担金として、入札負担金単価を記載した入札関係書類（入札書、入札申込書）を入札締切日までに提出してください。
  - 入札にあたっては、最低入札負担金単価を設けますので、最低入札負担金単価以上の単価で入札してください。最低入札負担金単価を下回る単価での入札は無効となります。
  - 最低入札負担金単価は、原則として、入札対象工事の工事費総額（以下「入札対象工事費」といいます。）を**応募容量**\*で割った単価を基準に設定し、接続検討の回答時に通知します。
  - 参考値として、入札対象工事を募集容量で割った単価は、2.2万円/kW（税抜）となります。
- ※ 応募容量が募集容量を上回る場合は、原則として、入札対象工事費を募集容量で割った単価とします。

### (2) 第1次保証金（入札保証金）

- 入札の結果、当該入札者が優先系統連系希望者となったにもかかわらず共同負担意思を示さない場合、入札不成立となるリスクが高まるほか、工事費負担金の再算定による募集プロセスの遅延が生じて、他の優先系統連系希望者が不利益を被ります。これを抑止するために、次のとおり第1次保証金を申し受けます。

**第1次保証金＝入札負担金単価 [円/kW] ×最大受電電力 [kW] ×5%＋消費税等相当額**

ただし、上記が「20万円＋税」を下回る場合は、「20万円＋税」

- 入札者が本プロセスを辞退した場合、原則として、第1次保証金を没収し、入札対象工事費に充当します。
- 本プロセスが成立して優先系統連系希望者となった場合は、当該優先系統連系希望者の工事費負担金に充当します。
- 本プロセスが不成立となった場合、及び本プロセスが成立したものの優先系統連系希望者とならなかった場合（ただし、辞退した場合は除く）は返金します。

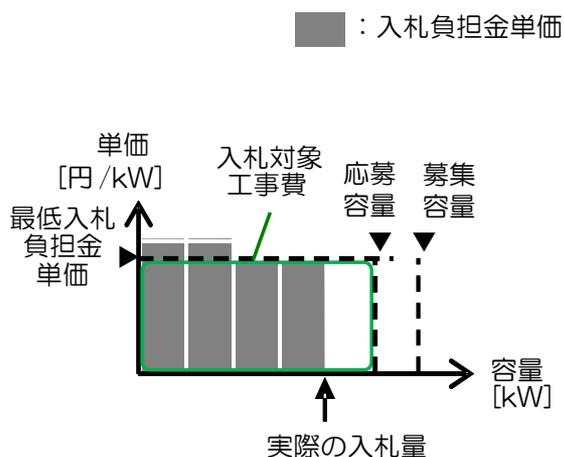
### 【入札負担金単価の検討にあたって】

- 最低入札負担金単価は、原則として、入札対象工事費を応募容量で除した単価を基準に設定されます。  
ただし、連系等に伴う費用負担の一部が一般負担となることを踏まえ、当該系統連系希望者の電源種別ごとの一般負担の上限額を踏まえた一般負担単価を控除した金額を最低入札負担金単価とします。このため、電源種別ごとに最低入札負担金単価が異なる場合があります。
- 最低入札負担金単価については、接続検討の回答に併せてお知らせいたしますので、十分ご確認の上、最低入札負担金単価以上の単価で、入札くださいますようお願いいたします。
- しかし、実際の入札においては、接続検討の回答内容を踏まえ、入札を控える応募者がいることが想定されます。
- したがって、現実的には入札がなされた発電設備等の容量が応募容量を下回る可能性が大きく、その場合、入札者全員が最低入札負担金単価と同額の入札を行っていた場合であっても、入札は不成立となります。
- そこで、接続検討の回答時に、最低入札負担金単価と併せて、応募件数、応募容量をお知らせしますので、系統連系希望者（入札者）は、入札を成立させるためには、最低入札負担金単価を超える入札が必要となる可能性も考慮の上、入札負担金単価についてご検討ください。

## 【入札における成立及び不成立のイメージ】

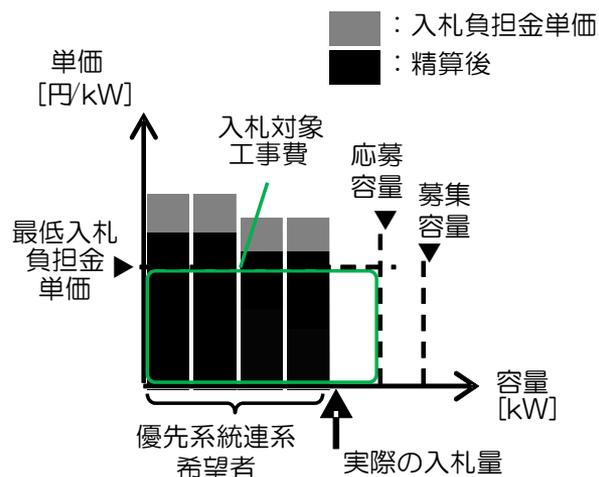
## 〔ケース1〕

最低入札負担金単価付近の入札しかなかった場合のイメージ（不成立）



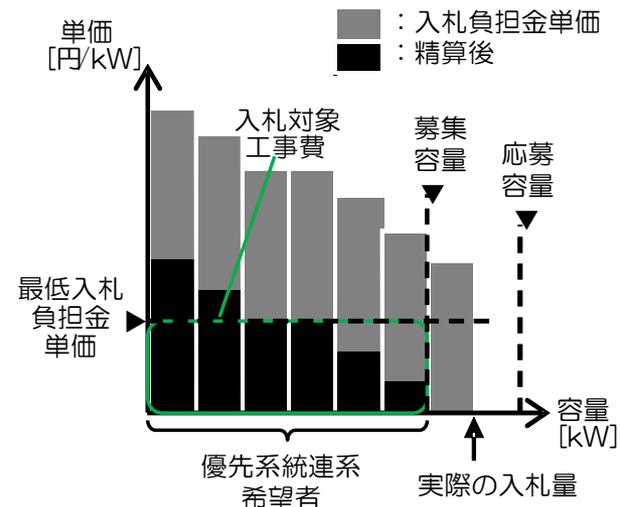
## 〔ケース2〕

募集容量以下の入札量しかなかったが負担金が集まった場合のイメージ（成立）



## 〔ケース3〕

募集容量以上の入札があった場合のイメージ（成立）



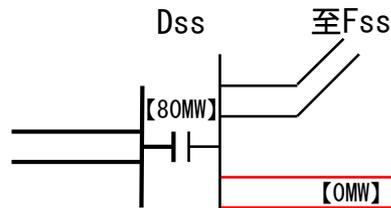
## 【第1次保証金の振込方法等について】

- 第1次保証金の振込方法と期限については、接続検討回答時に連絡いたします。  
（平成30年3月上旬頃 連絡予定）

## 【系統連系順位の下位の方が工事費負担金額が高額となるケースの例】

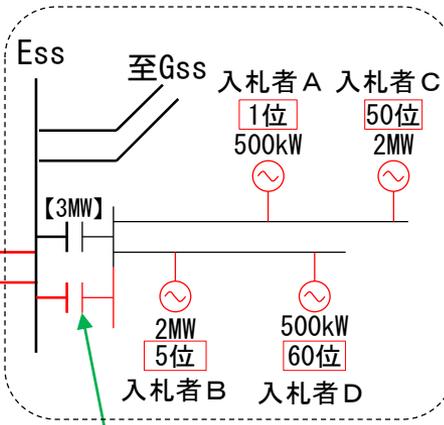
〔凡例〕  
 — : 系統連系にあたり必要となる工事  
 [ ] : 対策工事前の連系可能量  
 □ : 系統連系順位

〔系統図〕



入札対象設備：66kV D E線  
 工事内容：一部区間建替  
 工事費用：3.3億円  
 最低入札単価：6千円/kW

募集対象エリア



変圧器新設が必要となるC(50位)以降の連系希望者で  
 工事費(7500万円)を最大受電電力で按分して負担

C : D = 2000kW : 500kW = 6000万円 : 1500万円

|     | 設備仕様                               | 連系可能量 |
|-----|------------------------------------|-------|
| 対策前 | ACSR410mm <sup>2</sup><br>[92MW]   | 0MW   |
| 対策後 | TACSR410mm <sup>2</sup><br>[147MW] | 55MW  |

〔工事費負担金〕

| 入札者 | 入札負担金<br>単価        | 系統連系<br>順位 | 工事費負担金[千円] |       |     |        |        | kWあたり<br>[千円/kW] |
|-----|--------------------|------------|------------|-------|-----|--------|--------|------------------|
|     |                    |            | 入札設備       | 電源線   | 逆潮流 | その他    | 合計     |                  |
| A   | 500kW<br>18千円/kW   | 1位         | 9,000      | 500   | 0   | 0      | 9,500  | 19.0             |
| B   | 2,000kW<br>17千円/kW | 5位         | 34,000     | 1,000 | 0   | 0      | 35,000 | 17.5             |
| C   | 2,000kW<br>8千円/kW  | 50位        | 16,000     | 1,000 | 0   | 60,000 | 77,000 | 38.5             |
| D   | 500kW<br>7千円/kW    | 60位        | 3,500      | 500   | 0   | 15,000 | 19,000 | 38.0             |

○優先系統連系希望者決定後、入札対象工事以外の送電系統においても、系統連系順位に基づき再接続検討を行います。

○対策の起因となった系統連系順位以降の優先系統連系希望者は入札対象工事以外の費用負担が必要となります。

○入札対象工事以外の送電系統の状況によっては、系統連系順位が下位の優先系統連系希望の方が工事費負担金額が高額となる場合がありますので、ご注意ください。

## 5. 入札

【入札対象工事に連系可能量(空容量)がある場合の優先系統連系希望者の連系について】

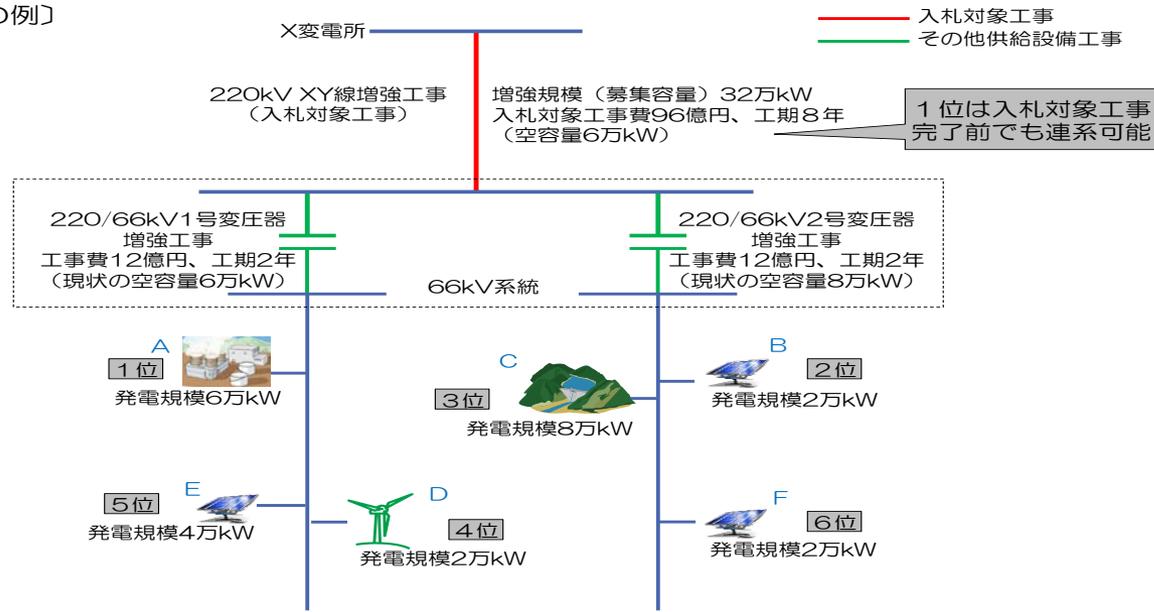
- 入札対象工事について、次に示す事例のように入札対象工事の完了前に連系可能量(空容量)が生じる場合には、当該連系可能量の範囲内の系統連系順位の優先系統連系希望者は連系可能とします※1※2。
- 上記のように連系可能となる場合、当該優先系統連系希望者には再接続検討の回答においてお知らせします。

※1 優先系統連系希望者が実際に連系するにあたっては、当該優先系統連系希望者の連系に必要な電源線工事やその他供給設備工事等が完了している必要があります。

※2 入札者の最大受電電力が、残容量(「入札対象工事完了前の連系可能量(空容量)」－「上位の優先系統連系希望者の最大受電電力の合計値」)を超過する場合には、原則として、入札対象工事完了前に連系することはできません。

〔事例〕 本プロセスの開始以降に既契約申込者が契約申込みを取り下げた等により、連系可能量(空容量)が生じる場合

〔系統状況の例〕

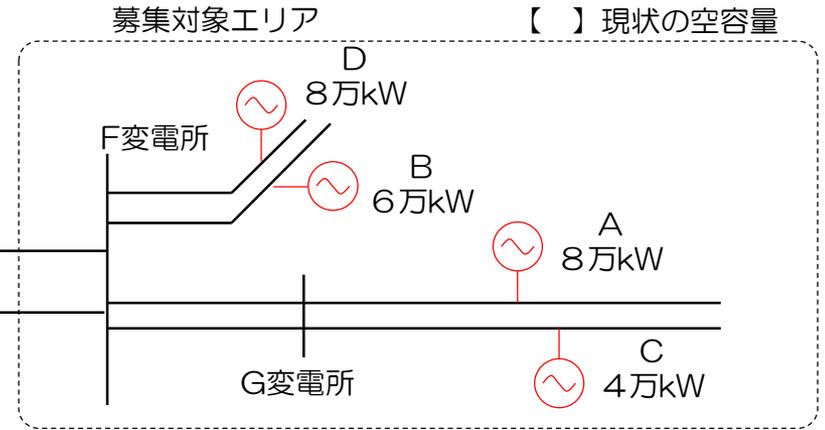
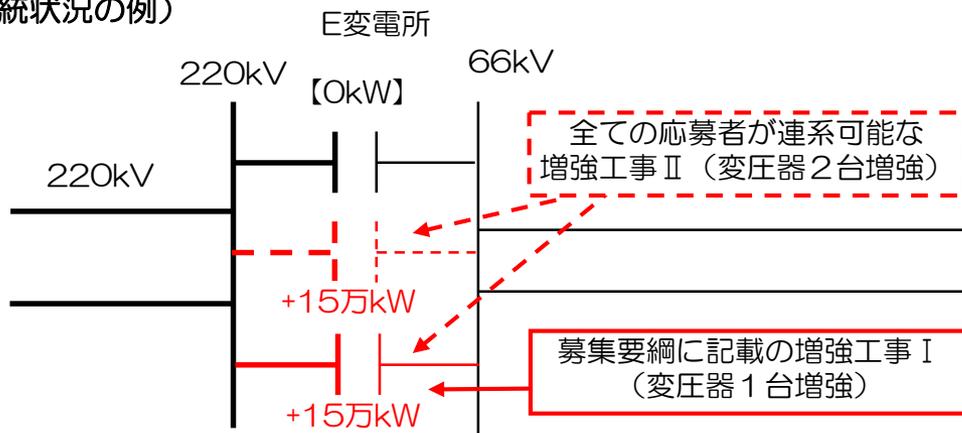


## 5. 入札

## 【応募容量が募集容量を超過した場合の入札方法について】

- 応募容量が募集容量を超過している場合は、原則として、入札対象工事として、「募集要綱に記載の増強工事」に加えて「全ての応募者が連系可能な増強工事」等の増強工事を入札において提示します。
- 入札者には、工事費・工期などから上位系統対策として負担可能な額（入札額）にて希望する入札対象工事に入札申込みを行っていただきます。
- 原則として、入札の成立条件を満足した増強工事のうち、最も優先系統連系希望者の最大受電電力の合計が大きい増強工事を入札対象工事として、以降の本プロセスを進めます。

(系統状況の例)



(入札状況の例)

| 入札者       | 入札額(単価)          | 入札申込み                    |                           |
|-----------|------------------|--------------------------|---------------------------|
|           |                  | 増強工事Ⅰ (+15万kW、20億円、3年)   | 増強工事Ⅱ (+30万kW、40億円、5年)    |
| A         | 8万kW<br>3万円/kW   | ○ (1位)                   | ○ (1位)                    |
| B         | 6万kW<br>2万円/kW   | ○ (2位)                   | ○ (2位)                    |
| C         | 4万kW<br>1.5万円/kW | ○ (ただし、落選)               | - (入札せず)                  |
| D         | 8万kW<br>1万円/kW   | ○ (ただし、落選)               | ○ (3位)                    |
| <b>総額</b> | -                | <b>当選者AB事業者で36億円(成立)</b> | <b>当選者ABD事業者で44億円(成立)</b> |

このケース場合、増強工事Ⅰ及び増強工事Ⅱともに入札の成立条件を満足しているため、最も優先系統連系希望者の最大受電電力の合計が大きい増強工事Ⅱを入札対象工事として、以降の本プロセスを進める

## 5. 入札

## ○入札書の提出

## (1) 提出書類（提出部数は1部）

- ・入札書（様式2-1）
- ・入札申込書（様式2-2）

## [留意事項]

- ・押捺の印鑑は、「応募申込書」と同一としてください。

入札書（様式2-1）

様式2-1  
平成 年 月 日

**入 札 書**

●●電力株式会社 御中

住 所  
会 社 名  
代 表 者 氏 名

印

当社は、電力広域的運営推進機関が主催する「●●●●エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に於き平成●●年●月●日付募集要綱を承認の上、下記のとおり入札します。

記

|   |  |
|---|--|
| 1. 応募申込時の受付番号                                 |  |
| 2. 入札負担金率 <sup>*</sup>                        | 円/kW (現決)<br>[最低入札負担金率以上の率額で入札してください]  |
| 3. 第1次保証金額 <sup>*</sup><br>(入札保証金額)           | 円 (現決)<br>[次の①または②のいずれか高い方<br>① 入札負担金率 [円/kW] (現決) × 最大発電電力 [kW] × 5% + 税<br>② 2千万円 + 税] |
| 4. 連絡先 担当者名<br>郵便番号、住所<br>電話<br>FAX<br>E-mail |  |

※ 入札負担金率が最低入札負担金率を下回る場合、及び申込期間までに第1次保証金の前込みがない場合、又は、不足している場合は、原則として、入札が無効となりますので、ご注意ください。

注) 半書き時の算用 (アラビア) 数字の書き方

第一筆

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

入札申込書（様式2-2）

様式2-2  
平成 年 月 日

**入 札 申 込 書**

●●電力株式会社 御中

住 所  
会 社 名  
代 表 者 氏 名

印

当社は、電力広域的運営推進機関が主催する「●●●●エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に於き平成●●年●月●日付募集要綱を承認の上、同封する入札書のとおり入札を申し込みます。

記

|   |             |
|---|-------------|
| 1. 応募申込時の受付番号                                 |             |
| 2. 入札負担金率                                     | 同封「入札書」のとおり |
| 3. 第1次保証金額<br>(入札保証金額)                        | 同封「入札書」のとおり |
| 4. 保証金返還時の口座                                  |             |
| 銀行名   |             |
| 支店名   |             |
| 預金科目  | 普通・当座       |
| 口座番号  |             |
| (フリガナ)  |             |
| 口座名義人の氏名                                      |             |
| 5. 連絡先 担当者名<br>郵便番号、住所<br>電話<br>FAX<br>E-mail |             |

## 5. 入札

## ○ 提出方法

- 入札書類は郵送（簡易書留等の配達記録が残る方法）にて提出ください。
- 封筒は二重封筒（中封筒と外封筒）で提出ください。

## ◆ 中封筒

中封筒は、入札者にて準備の上、おもてに以下を記載

「入札書在中」

「福島県会津エリアにおける電源  
接続案件募集プロセス」

「応募申込時の受付番号」

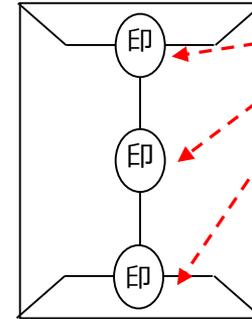
「開札日」

(中封筒のおもて)

入札書在中

- ・福島県会津エリアにおける電源接続案件募集プロセス
- ・応募申込時の受付番号 ●●●
- ・開札日●月●日

(中封筒のうら)



入札書（様式2-1）を入れ、これと同一の印鑑で封印

## ◆ 外封筒

外封筒は、東北電力が接続検討結果の回答に同封する**入札専用封筒**を使用（送付先は記載済み）

(外封筒のおもて)

宮城県仙台市青葉区本町一丁目  
7番1号

東北電力株式会社  
電力ネットワーク本部  
ネットワークサービス部  
電力受給グループ 行

入札申込書在中

中封筒



中封筒と入札申込書(様式2-2)を封入

## 5. 入札

### ○入札時の留意事項

- 以下の場合には系統連系希望者の入札が、原則として、無効となります。なお、その場合には、通知の上、第1次保証金を返金いたします。
  - (a) 記名押捺がない場合
  - (b) 意思表示の内容が不明確な場合
  - (c) 提出書類に虚偽の記載がある場合
  - (d) 入札負担金単価が最低入札負担金単価を下回る場合
  - (e) 振込期限までに第1次保証金の振込みがない、又は、不足している場合
- 本プロセスの応募者以外は入札できません。
- 入札締切後は入札負担金単価の変更はできません。

### ○提出先

- 東北電力株式会社 電力ネットワーク本部  
ネットワークサービス部 電力受給グループ
- 住所：〒980-8550 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 電話(代表) : 022-799-6232 [営業時間 平日9時~17時]

#### [留意事項]

- 入札書類は、郵送（簡易書留等の配達記録が残る方法）にて提出ください。

### ○入札期限

- 平成30年4月上旬頃（予定）  
（応募者には接続検討の回答時にお知らせいたします）

## 5. 入札

### ○発電場所の地点重複について

- 発電場所の確保は、発電事業を行うにあたっての重要事項の1つであり、系統連系希望者が責任を持って確保するものです。
- 電源接続案件募集プロセスにおいて、応募者が入札以降に辞退する場合は原則として第1次保証金が没収され、本プロセス完了以降に辞退する場合は工事費負担金補償金をご負担いただくこととなります。このため、他の応募者との発電場所の重複（以下「地点重複」といいます。）により結果として同プロセスを辞退する場合、応募者自身が不利益を被ることとなります。入札以降、同プロセス完了までに優先系統連系事業者の辞退が発生すると、再度の再接続検討が必要となる場合があります、同プロセスが遅延する可能性が生じます。これらの影響を回避するためにも、可能な限り入札前までに地権者等と調整を行ってください。
- 入札の結果、地点重複の優先系統連系希望者が確認された場合※<sup>1</sup>は、上記の影響を考慮し、当該優先系統連系希望者に地点重複の状況をお知らせしますので、他の重複する優先系統連系希望者や地権者等と調整を行ってください※<sup>2</sup>。  
なお、本機関及び東北電力は、かかる調整に関する仲介・あっせんを行うものではなく、また、諸契約締結後も含め、地点重複により発生した如何なる損害も補償しません。

※<sup>1</sup> 優先系統連系希望者が提出した書面上の記載（申込み時の発電場所の住所等や、接続検討申込み時の図面等）等から地点重複が確認された場合に限りです。なお、本機関及び東北電力が、地点重複の有無について網羅的な確認を行うものではなく、また、その正確性の確認をしたものではない点について、ご留意ください。

※<sup>2</sup> 調整に必要となるため、優先系統連系希望者に対し、他の重複する優先系統連系希望者の連絡先等をお伝えいたします（かかる情報の提供について、優先系統連系希望者への事前・事後の確認等を行うことはありません。）。

## 改正FIT法に関する留意事項について

### ○事業用太陽光に関する運転開始期限について

- ・認定日（認定の経過措置対象となる案件については、みなし認定移行日）から3年の運転開始期限を超過した場合は、超過した分だけ調達期間が短縮されます。

〔入札される場合には、上記の点も考慮の上、入札負担金単価をご検討ください。〕

### ○FIT入札制度に参加する場合の注意事項について

- ・FIT入札制度に参加（2,000kW以上の太陽光発電設備について新規認定を受けて事業を実施する場合等）する場合は、本プロセスの期間中に、落札者の認定の取得期限を超過する可能性がありますので、十分ご留意ください。
- ・本プロセスの完了時期は平成30年8月頃を見込んでおります。ただし、応募の状況等により変更となる場合があります。

改正FIT法関係の正確な内容は、資源エネルギー庁のHPをご確認ください。

経済産業省資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/)

## 6. 開札及び優先系統連系希望者の決定

### (1) 開札作業

- 開札日に入札書が封入された封筒を開封し、入札内容を確認します。

### (2) 系統連系順位の決定

- 入札者の系統連系順位は、入札負担金単価が高い順に広域機関が決定します。
- ただし、連系等に伴う費用負担の一部が一般負担となることを踏まえ、入札負担金単価を次のとおり補正した単価にて順位を決定します。

$$\begin{aligned} & \text{入札負担金単価（補正後）} \\ & = \text{入札負担金単価} + \text{当該系統連系希望者の一般負担単価}^{\ast} \end{aligned}$$

- ※ 当該系統連系希望者の一般負担単価  
= 入札対象工事費のうち一般負担額 / 優先系統連系希望者の最大受電電力の合計  
ただし、当該系統連系希望者の電源種別の一般負担の上限額を超える場合は、一般負担の上限額。

- 同一の入札負担金単価（補正後）の入札者間の系統連系順位は、原則として、抽選により決定します。

### (3) 優先系統連系希望者の決定

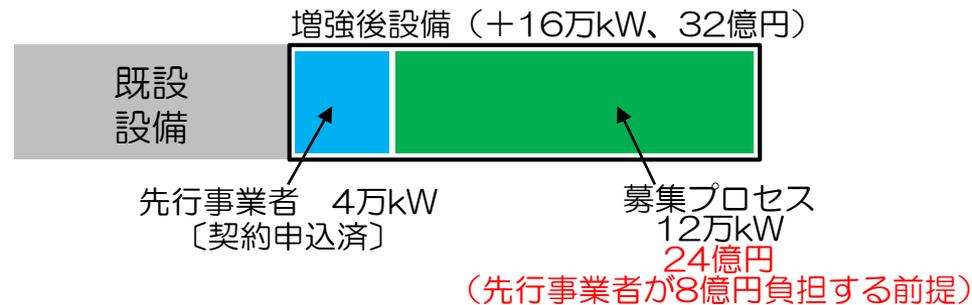
- 募集容量の範囲内の系統連系順位の入札者が優先系統連系希望者となります。

## 6. 開札及び優先系統連系希望者の決定

### (4) 入札の成立条件

- 先行事業者がいる場合、電源接続案件募集プロセスにおける募集容量は、対策工事後の連系可能容量から先行事業者の最大受電電力を控除した容量となります。

〔先行事業者がいる場合の募集イメージ〕



- 入札対象工事の費用については、先行事業者と電源接続案件募集プロセスで按分負担することになりますので、電源接続案件募集プロセスの入札の成立条件は次のとおりとなります。

$$( ① + ② ) \geq ③ \times ④ / ( ④ + ⑤ )$$

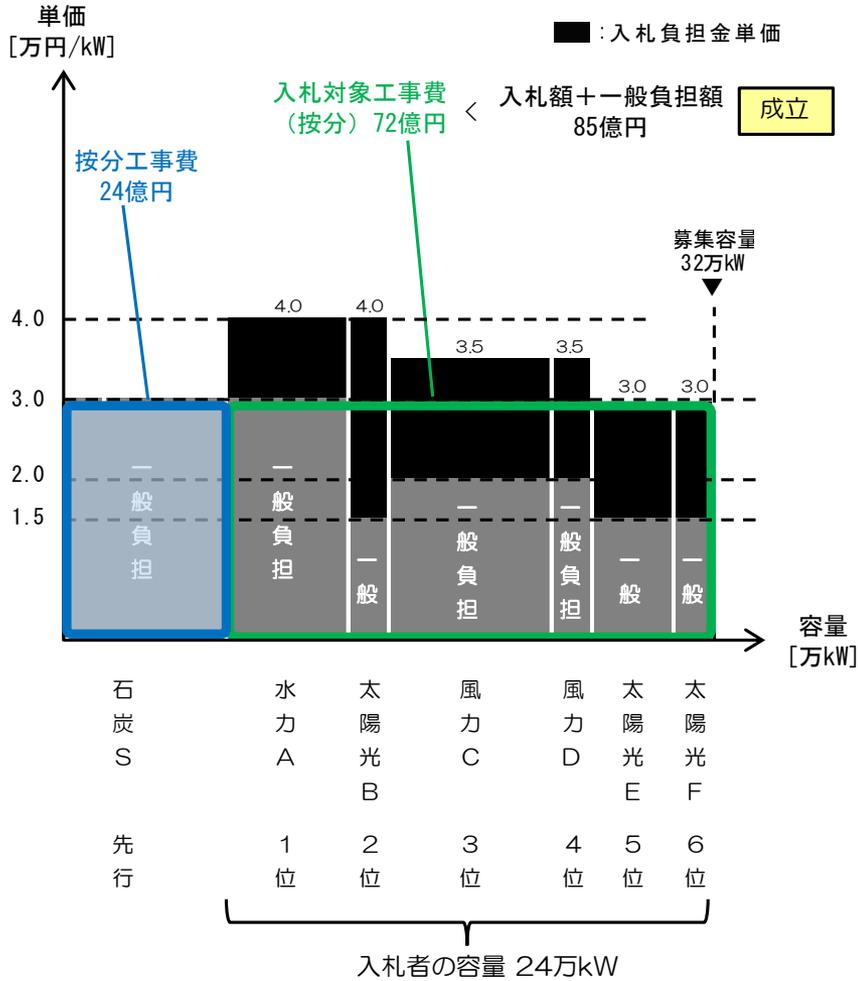
- ①：優先系統連系希望者の「入札負担金単価（税抜）×最大受電電力」の合計
- ②：優先系統連系希望者のうち「当該系統連系希望者の一般負担単価※×最大受電電力」の合計
- ③：入札対象工事の工事費総額（税抜）
- ④：優先系統連系希望者の最大受電電力の合計
- ⑤：先行事業者の最大受電電力の合計

※ 当該系統連系希望者の一般負担単価  
＝入札対象工事費のうち一般負担額 / 優先系統連系希望者の最大受電電力の合計

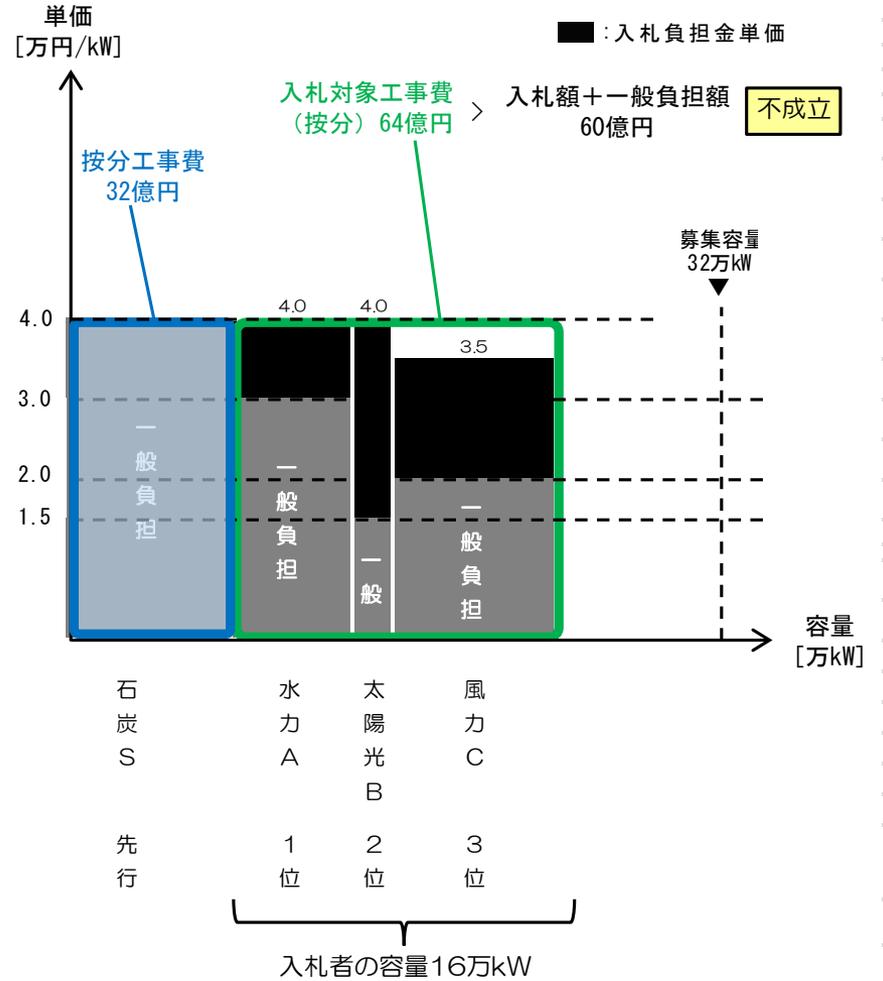
ただし、当該系統連系希望者の電源種別の一般負担の上限額を超える場合は、一般負担の上限額。

# 6. 開札及び優先系統連系希望者の決定

## 〔入札成否のイメージ〕 成立ケース



## 不成立ケース

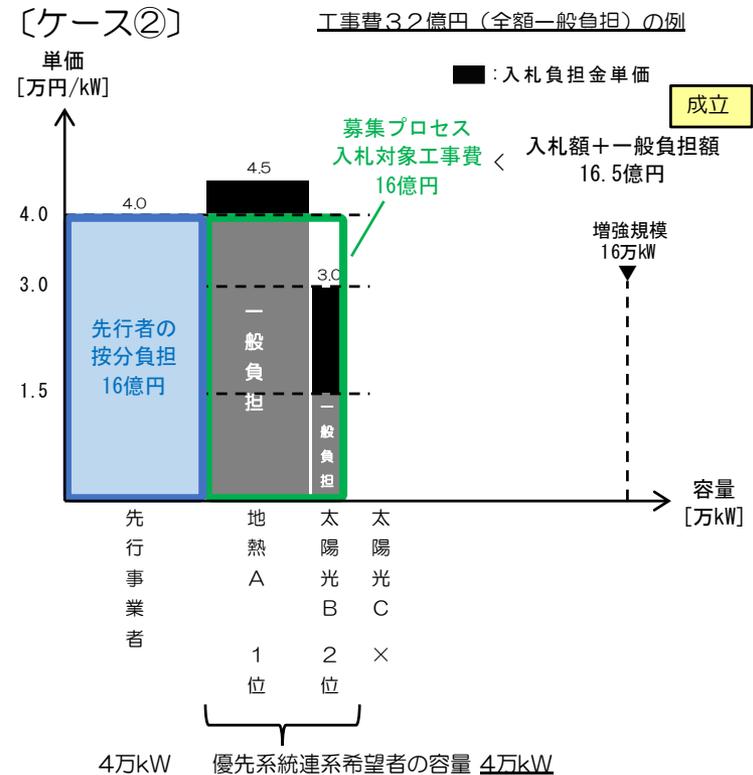
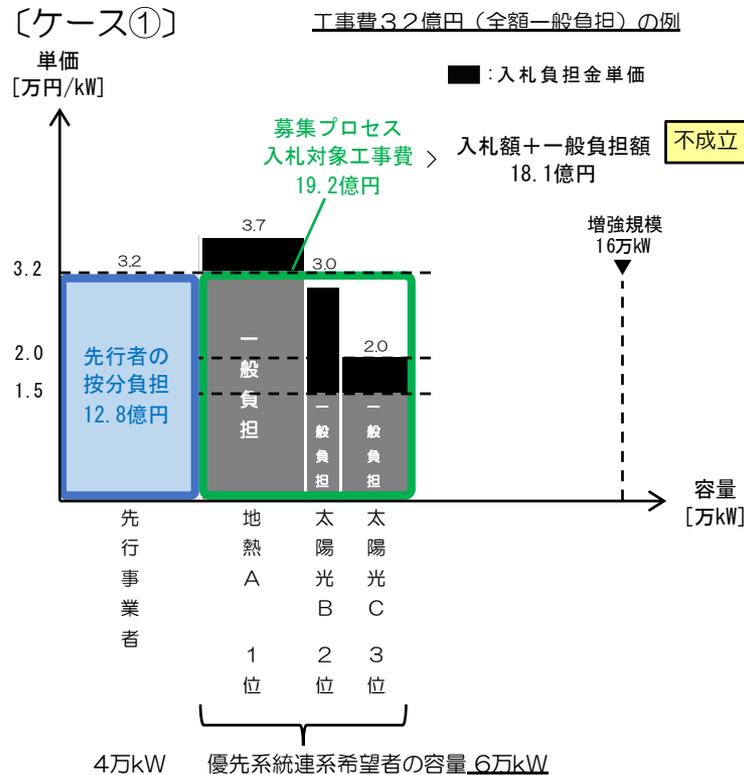


## 6. 開札及び優先系統連系希望者の決定

### (5) 入札の成立条件を満たさない場合の対応について

- 先行事業者と電源接続案件募集プロセスで対策工事費を按分負担する場合には、募集容量の範囲内の系統連系順位の入札者を全て優先系統連系希望者とするとう入札の成立条件を満たさない〔下図ケース①〕ものの、系統連系順位が上位の入札者に限って優先系統連系希望者とするとう入札の成立条件を満たす場合があります〔下図ケース②〕。
- その場合は、原則として、入札の成立条件を満たす範囲の系統連系順位の入札者を優先系統連系希望者とし、入札の成立を図ります。ケース②の場合、系統連系希望者Cは、非優先系統連系希望者となります。

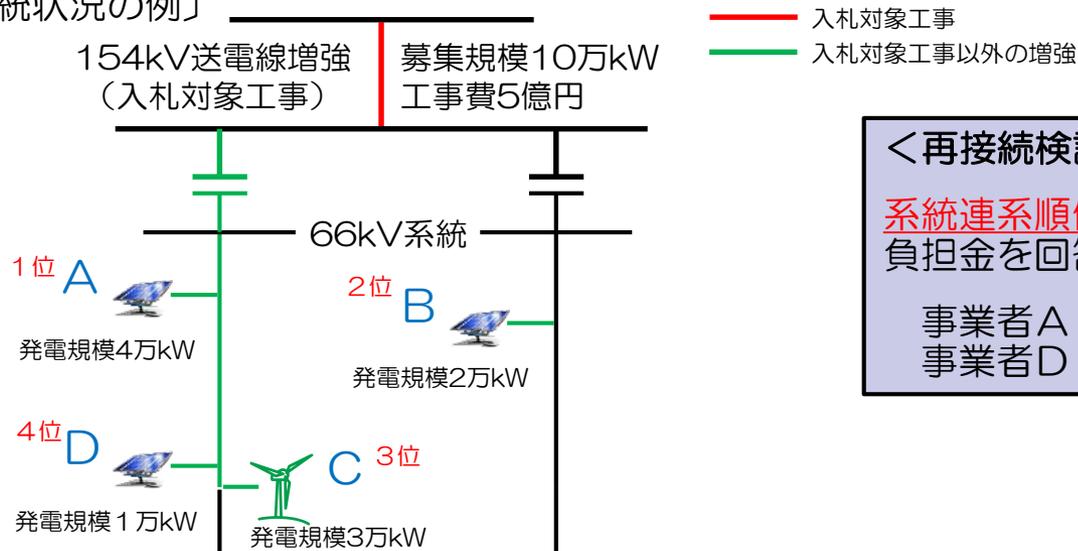
### 〔入札の成立条件を満たさない場合の対応のイメージ〕



## 7. 再接続検討

- 優先系統連系希望者の決定後、系統連系順位に基づき、全ての優先系統連系希望者について再接続検討を実施し、優先系統連系希望者に回答します。
- 工事費負担金は、次スライドの合計額となります。
- 優先系統連系希望者は、再接続検討の回答内容をもとに事業採算性等を検討の上、再接続検討回答内容を了承の上、共同負担意思を表明するの可否かについてご検討ください。
- 「その他供給設備工事」「変電所・バンク逆潮流工事」は、対策の起因となった系統連系順位以降の優先系統連系希望者は費用負担が必要となります（系統連系順位が上位で、現状の空容量の範囲内で連系できる場合は費用負担はありません。）。

〔系統状況の例〕



＜再接続検討における工事費負担金回答＞

系統連系順位に基づき接続検討を行い、工事費負担金を回答

事業者A（1位）：■■■百万円  
事業者D（4位）：××百万円

【優先系統連系希望者】  
共同負担意思表明

## 7. 再接続検討

## ○ 工事費負担金の算出方法 [工事費負担金は(1)～(5)の合計額]

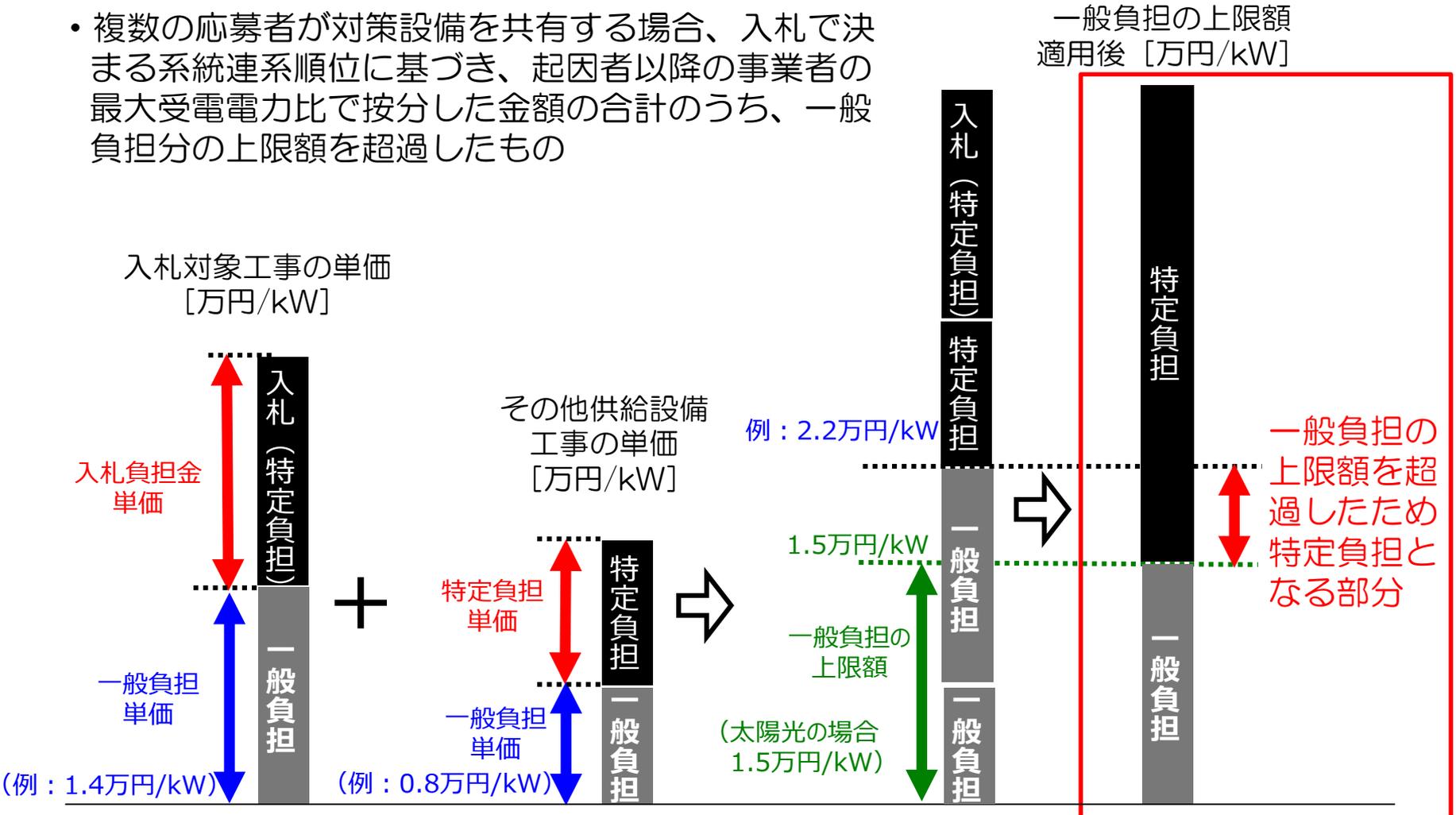
|                        | 接続検討 (入札前)  | 再接続検討 (入札後)  |
|------------------------|---|--|
| (1) 入札対象工事             | <ul style="list-style-type: none"> <li>総工事費のうち特定負担分</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>入札負担金単価 [円/kW]<br/>×最大受電電力 [kW]</li> </ul>  |
| (2) 電源線<br>(アクセス線) 工事  | <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての応募者が連系等をした場合の当該応募者に係る工事費負担金 (他の応募者と設備を共用する場合は、容量按分時、全額負担時を回答)</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>電源線の新設工事費、既設設備の対策費用</li> <li>複数者で設備を共用する場合は、最大受電電力で按分</li> </ul>  |
| (3) 変電所・バンク<br>逆潮流対策工事 | <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての応募者が連系等をした場合に連系先の配電用変電所でバンク逆潮流工事が必要となる場合には、その工事費負担金 (3,500 [円(税抜)/kW] × 最大受電電力 [kW])</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>変電所・バンク逆潮流対策工事の工事費負担金 (3,500 [円(税抜)/kW] × 最大受電電力 [kW])</li> </ul>   |
| (4) その他供給<br>設備工事      | <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての応募者が連系等をした場合に必要となる設備対策のうち当該応募者が利用する設備対策の工事費負担金 (他の応募者と設備を共用する場合は、容量按分時、全額負担時を回答)</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>その他供給設備工事費用 (上位系統の送電線増強工事費用、配電用変電所増強工事費用等) のうち、系統連系希望者の特定負担分</li> <li>複数者で設備を共用する場合は、その工事費用 (特定負担分) を最大受電電力で按分</li> </ul> |
| (5) 一般負担の<br>上限超過額     | <ul style="list-style-type: none"> <li>入札対象工事に係る当該系統連系希望者の一般負担額と全ての応募者が連系等をした場合に必要となる設備対策のうち当該応募者が利用する設備対策の一般負担額の合計額で、一般負担の上限額を超過した額</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>入札対象工事及びその他供給設備工事の一般負担合計額のうち、一般負担の上限額を超過した額</li> <li>複数者で設備を共用する場合は、その工事費用 (一般負担分) を最大受電電力で按分</li> </ul>                  |

## 7. 再接続検討

## (5) 一般負担の上限超過額

○「入札対象工事」及び「その他供給設備工事」の一般負担合計額のうち、本機関が指定する「一般負担の上限額」を超過したもの

- 複数の応募者が対策設備を共有する場合、入札で決まる系統連系順位に基づき、起因者以降の事業者の最大受電電力比で按分した金額の合計のうち、一般負担分の上限額を超過したもの



## ○ 一般負担の上限額

| 電源種別              | 一般負担の上限額 ※1 |
|-------------------|-------------|
| バイオマス（専焼）※2       | 4.9万円/kW    |
| 地熱                | 4.7万円/kW    |
| バイオマス（石炭混焼）       | 4.1万円/kW    |
| バイオマス（LNG混焼）      | 4.1万円/kW    |
| 原子力               | 4.1万円/kW    |
| 石炭火力              | 4.1万円/kW    |
| LNG火力             | 4.1万円/kW    |
| 小水力 ※3            | 3.6万円/kW    |
| 廃棄物（バイオマス（専焼）を除く） | 3.3万円/kW    |
| 一般水力 ※4           | 3.0万円/kW    |
| バイオマス（石油混焼）       | 2.3万円/kW    |
| 石油火力              | 2.3万円/kW    |
| 洋上風力              | 2.3万円/kW    |
| 陸上風力              | 2.0万円/kW    |
| 太陽光               | 1.5万円/kW    |

※1：税抜き

※2：バイオマスに該当する廃棄物のみを燃焼するものを含む

※3：1,000kW以下

※4：1,000kWを超えるもの

## 8. 共同負担意思確認

### (1) 共同負担意思の表明

○優先系統連系希望者は、再接続検討の回答内容をご確認の上、工事費負担金を負担した上で連系等を行う意思があるか否かを東北電力に確認書を提出することをもってご回答ください。

- ・提出書類：共同負担意思確認書（募集要綱様式3-1又は様式3-2）
- ・提出期限：再接続検討回答書発送日から20営業日以内※1

※1 期限を過ぎた場合は、原則として、辞退したものとして取り扱います。

○辞退者が発生した場合は、再度、優先系統連系希望者を決定し、再接続検討を実施します。

### (2) 負担可能上限額の申告

○共同負担意思確認において辞退者が発生した場合、再度、優先系統連系希望者を決定して再接続検討を行いますが、共同負担意思確認時よりも工事費負担金が増加して更なる辞退者が生じる場合があります、これが繰り返されると本プロセスの完了が大きく遅延します。

○このため、共同負担意思確認時に「共同負担意思あり」と表明する場合には、辞退者が発生した場合の工事費負担金※2の増加に備えて、事業性等から合理的に許容される工事費負担金※2の上限額（負担可能上限額）を予め申告いただき※3、負担可能上限額以下の場合には「負担可能」、負担可能上限額を超過する場合には原則として※4「辞退」と取り扱うことで、都度の共同負担意思確認を不要とし、本プロセス完了の早期化を図ります。

※2 入札額を除いた額になります。

※3 負担可能上限額の申告以降、原則として、額の変更は認められませんので、過少に申告して辞退として取り扱われることのないよう、事業性等から合理的に許容される最大限の額にて申告ください。

※4 工事費負担金が当該優先系統連系希望者の負担可能上限額を超過する場合でも、入札対象工事の工事費負担金の補正（スライドP44）により、入札額が減額補正されることが見込まれる場合には、当該減額補正額も考慮の上、当該優先系統連系希望者が費用負担可能か判断します。

### (3) 第2次保証金（共同負担意思保証金）

- 共同負担意思があることを表明していた優先系統連系希望者が、工事費負担金補償契約を締結せずに辞退した場合、入札不成立となるリスクが高まるほか、工事費負担金の再算定による電源接続案件募集プロセスの遅延が生じて、他の優先系統連系希望者が不利益を被ります。
- このため、共同負担意思確認時に「共同負担意思あり」と表明する際に、当該共同負担意思の履行を担保するものとして、第2次保証金（第1次保証金と同額）を申し受けます。
- 優先系統連系希望者が共同負担意思の前提とした工事費負担金(負担可能上限額)及び工期の範囲内であるにもかかわらず本プロセスを辞退した場合、第1次保証金及び第2次保証金を没収し、入札対象工事費に充当します(ただし、本プロセスが不成立となった場合は返金します)。
- 他の優先系統連系希望者の辞退に伴う再度の再接続検討の結果、工事費負担金が優先系統連系希望者の申告した負担可能上限額を超過したことにより辞退として取り扱われる場合及び工期が共同負担意思の表明の前提とした再接続検討回答の工期を超過していることを理由とする辞退の場合は、第2次保証金を返金しません(第1次保証金は没収します)。
- 本プロセスが成立して優先系統連系希望者となった場合は、第1次保証金と同じく第2次保証金も、当該優先系統連系希望者の工事費負担金に充当します。

### (4) 工事費負担金の確定

- 入札対象工事について入札の成立条件を満たしている場合で、全ての優先系統連系希望者が工事費負担金を負担可能であるとき、入札対象工事の工事費負担金の減額補正を実施の上、本プロセスにおける工事費負担金の額が確定※します。

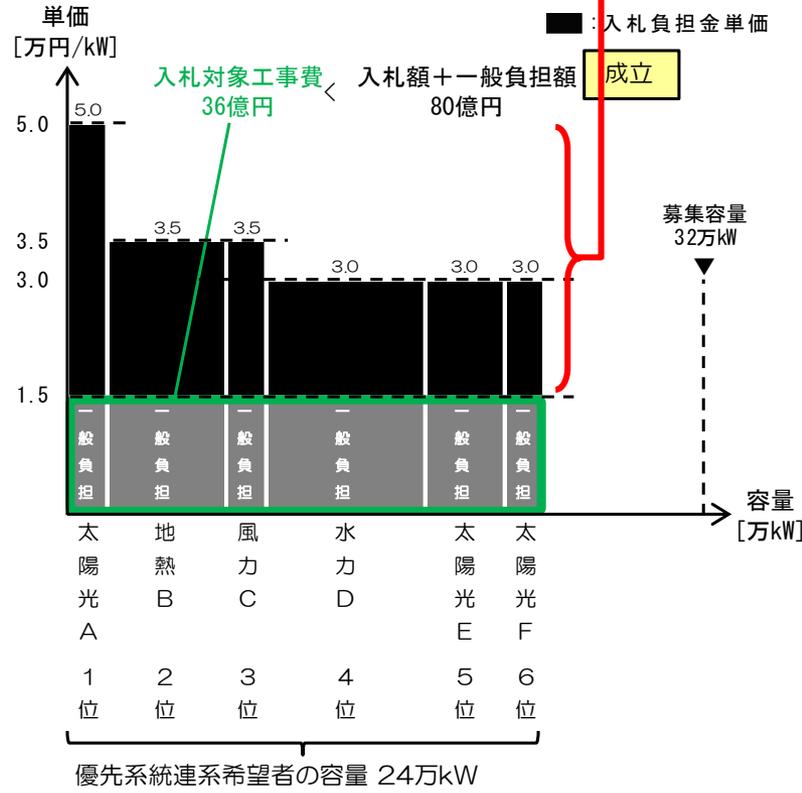
※ 本プロセス完了後に調査測量等により必要工事費が増減することがあります。

## 工事費負担金の確定時における入札対象工事の工事費負担金の減額補正

○ 工事費負担金の確定時において、優先系統連系希望者の入札負担金及び一般負担額の合計が入札対象工事費を超過する場合には、超過額を優先系統連系希望者の最大受電電力で按分した金額について、入札対象工事の工事費負担金を減額補正します。

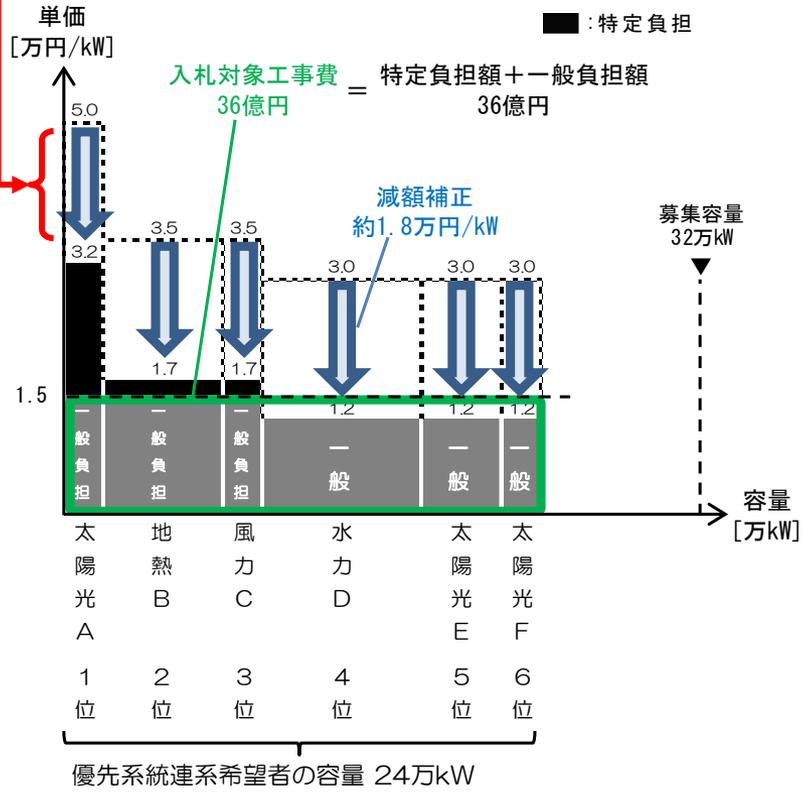
### 〈例〉 減額補正のイメージ

【入札後】



超過額：44億円  
 補正額：1.8万円/kW  
 $44\text{億円}/24\text{万kW} \approx 1.8\text{万円/kW}$

【工事費負担金確定時（補正後）】



## 9. 工事費負担金補償契約

### 工事費負担金補償契約

- 電源接続案件募集プロセスの完了以降に辞退者が発生した場合、工事費負担金の再算定を行って、優先系統連系希望者が負担する仕組みとすると、辞退者が更に辞退者を発生させることにつながり、結果的に電源接続案件募集プロセスが遅延することとなります。
- このため、電源接続案件募集プロセスの完了に際し、優先系統連系希望者がプロセス完了以降に辞退した場合に、当該優先系統連系希望者が他の優先系統連系希望者と共用する予定であった増強設備の費用について辞退した場合においても負担する契約（工事費負担金補償契約）を締結します。
- 工事費負担金が確定した場合、優先系統連系希望者は、原則として、工事費負担金の確定日から10営業日以内※に、東北電力と工事費負担金補償契約を締結してください。
  - ※ 期限を過ぎた場合は、原則として、辞退したのものとして取り扱います。
- 工事費負担金補償金額は、原則として、次に示す項目の合計額とします。
  - a 入札対象工事の工事費負担金
  - b 電源線工事のうち他の優先系統連系希望者と共用する設備に係る工事費負担金
  - c その他供給設備工事のうち他の優先系統連系希望者と共用する設備に係る工事費負担金
  - d 入札対象工事及びその他供給設備工事のうち他の優先系統連系希望者と共用する設備の当該優先系統連系希望者に係る工事費の一般負担分
- 工事完了後における工事費負担金の精算において、工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者に対しては、その者が負担した工事費負担金補償金額を超過する差額の精算は行いません。

## (1) 本プロセス完了・結果公表

- 東北電力と全ての優先系統連系希望者との間で工事費負担金補償契約が締結された場合、本プロセスは成立し、本プロセスを完了します。
- 本プロセスの完了後、本プロセスの結果について公表します。

## (2) 諸契約締結

- 優先系統連系希望者は、原則として、本プロセスの結果の公表日から10営業日以内に、東北電力に契約申込みを行ってください。
- 契約申込後、東北電力との間で、工事費負担金契約及びその他の必要となる契約を締結していただきます。

# 1.1. 入札の成立条件を満たさない場合における対応

- 優先系統連系希望者の入札負担金が入札の成立条件を満たさない場合、入札成立に向けて、原則として※、次の取り組みを行います。

※ 記載の内容以外にも成立に向けた取り組みを行う場合があります。

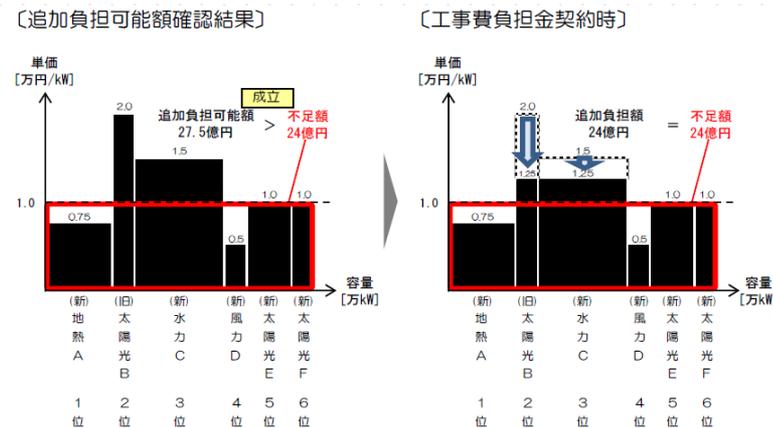
## ステップ1：系統増強規模の縮小（縮小可能な増強工事案がある場合）

- 入札対象工事の規模を縮小することにより、連系可能量は減少するものの、必要な工事費を低減することにより、入札の成立条件を満たすことを志向します。

## ステップ2：追加負担可能額の確認

- 優先系統連系希望者に、入札成立のために必要な額を通知の上、入札額に加えて負担可能額を確認し、追加負担可能額の合計が必要額を充足することにより、入札の成立条件を満たすことを志向します。
  - 追加負担可能額については入札保証金を求めません。
  - 追加負担可能額によって系統連系順位を見直すことはありません。
  - 入札成立条件を満足した場合、必要額を追加負担可能額の合計が超過した額については、多くの追加負担可能額（単価）を申し出た優先系統連系希望者から減額補正を行います。

〈例〉追加負担可能額の減額補正イメージ



## 1.1. 入札の成立条件を満たさない場合における対応

### ステップ3：再入札（縮小可能な増強工事案がある場合）

○ステップ1 やステップ2 を行ってもなお入札の成立条件を満たさない場合、当初の入札において入札申込みがなされた容量を考慮の上、入札対象工事の規模を縮小し、全ての応募者を対象に、再度、入札（以下「再入札」という。）を行い、当初の入札対象工事が長期である等の理由で入札を控えていた応募者が、縮小した増強工事案では短期である等の理由で再入札に入札申込みを行うことにより、入札の成立条件を満たすことを志向します。

- 再入札を行う場合、当初の入札において付与された系統連系順位は無効となり、再入札時の入札負担金単価により改めて付与されます。そのため、当初の優先系統連系希望者が非優先系統連系希望者となる場合があります。
- 縮小された増強工事案は、当初の増強工事案よりも必要工事費は低減するものの、連系可能量も減少するため、最低入札負担金単価は高くなる場合があります。
- 電源接続案件募集プロセスにおいて暫定的に確保する送電系統の容量として、縮小した増強工事案の連系可能量を上限に、再入札において入札申込みがなされた容量を確保します。ただし、当初の入札締切以降に同プロセス周辺エリア等の他の系統連系希望者により契約申込みがなされたことによって同プロセスの上位系統の送電系統の容量が確保された場合は、当初の入札により確保されている容量が、再入札における連系可能量となる場合があります。
- 入札保証金は、当初の入札時より入札負担金単価を増額する場合は差額の入札保証金を申し受けます。なお、当初の入札時から減額する場合、その差額については、同プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金します。
- 再入札でも入札の成立条件を満たさない場合、更なる系統増強規模の縮小（ステップ1）や追加負担可能額の確認（ステップ2）を行うことにより、入札の成立条件を満たすことを志向します。

# 1.1. 入札の成立条件を満たさない場合における対応

## 留意事項

- 入札の成立条件を満たさない時の対応は、あくまでも予備的な対応としての位置づけです。このため、入札の成立条件を満たさない時の対応が必要となった場合に、該当する系統連系希望者に対し、手続き等について別途ご案内します。
- 追加負担可能額の確認（ステップ2）や再入札（ステップ3）を考慮して、入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価よりも低い単価で様子見する等の入札行動が考えられますが、当初の入札が形骸化して不要に追加負担可能額の確認や再入札を行うことによる電源接続案件募集プロセスの遅延を防止するため、当初の入札(系統連系順位)が尊重される（当初の入札が形骸化しない）ルールとしております。
- 入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価よりも低い単価で様子見する等の場合、次のとおり、入札者自身及び電源接続案件募集プロセス全体の不利益が考えられますので、当初の入札時から、事業性等から合理的に許容される入札負担金単価にて入札ください。
  - ①系統連系順位が低く、結果として入札者の工事費負担金が高額となるリスク
  - ②系統連系順位が低く、増強規模縮小にて成立した場合に入札者が連系出来なくなるリスク
  - ③募集プロセスが遅延するリスク
- ①～③のリスクの具体例については募集要綱の別紙9をご確認ください。入札の成立条件を満たさない時の対応を前提として、当初の入札で様子見することのリスクを十分に理解して、事業性等から合理的に許容される入札負担金単価にて入札ください。

○本機関で検討中の「流通設備効率の向上に向けて」のうち「想定潮流の合理化」が本プロセスに適用される場合、想定潮流の条件となる電源稼働の蓋然性評価及び自然変動電源の出力評価が接続検討結果等に反映されることから、本プロセスの入札対象工事及びその他供給設備工事等が変更※<sup>1</sup>となる場合があります。

※1 既存設備の最大限の有効活用を図るべく想定潮流の合理化を行うこととしておりますので、合理化前と比較して、空容量の拡大に繋がる場合があります。

○「想定潮流の合理化」の適用は、平成30年度早期を予定しており、適用以降に工事費負担金補償契約を締結するプロセスが対象となります。したがって、本プロセスについても、スケジュールを考慮すると、「想定潮流の合理化」の適用対象となる可能性があります。

○「想定潮流の合理化」の適用対象となった場合は、本プロセスの接続検討回答や再接続検討回答等で、今後の取扱い等をお知らせします。

○なお、「想定潮流の合理化」については、本機関の広域系統整備委員会で検討を進めておりますので、検討状況等については、本機関のHPで公表※<sup>2</sup>しています。

※2 本機関HP「広域系統整備委員会」

<http://www.occto.or.jp/iinkai/kouikikeitouseibi/index.html>

○その他参考となるHPについて紹介いたします。

〔広域機関HP〕

- 電源接続案件募集プロセスについて

<https://www.occto.or.jp/access/process/index.html>

- 電源接続案件募集プロセス 実施中案件の更新情報

[https://www.occto.or.jp/access/process/boshu\\_process\\_oshirase.html](https://www.occto.or.jp/access/process/boshu_process_oshirase.html)

- 広域機関ルール（業務規程・送配電等業務指針）

<https://www.occto.or.jp/article/index.html>

- 一般送配電事業者の送配電システムに関するルール(約款・システム利用ルール)リンク集

<https://www.occto.or.jp/access/link/souhaidenrule.html>

〔経済産業省資源エネルギー庁HP〕

- なっとく！再生可能エネルギー

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/)

- 発電設備の設置に伴う電力システムの増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/electric/summary/regulations/pdf/h27hiyoufutangl.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/h27hiyoufutangl.pdf)

- 電気事業制度の関係法令・ガイドライン等

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/electric/summary/regulations/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/)

〔東北電力 募集プロセスのHP〕

電源接続案件募集プロセス状況マップ

<http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/03.htm>

○問合せ先をご案内いたします。

【広域機関お問合せフォーム】

電源接続案件募集プロセス用お問い合わせ

[https://www.occto.or.jp/contact/anzen\\_boshu-form.html](https://www.occto.or.jp/contact/anzen_boshu-form.html)

【東北電力お問合せ先】

電源接続案件募集プロセスメールアドレス

[bosyu-p.df@tohoku-epco.co.jp](mailto:bosyu-p.df@tohoku-epco.co.jp)